

・入札監視委員会の運用上の留意点について

(平16. 7. 1 付34-92)

経営企画・総務等担当理事
から 各本部長
あて
経理資金等担当理事 から 各支社長

改正 平成16年7月16日(イ)
平成17年11月15日(ロ)
平成20年9月16日(ハ)
平成26年2月28日(ニ)
平成28年12月26日(ホ)
平成29年6月29日(ヘ)
令和5年3月22日(ト)

入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等については、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平16. 7. 1 付34-90。以下「理事長通達Ⅰ」という。）及び「合同で入札監視委員会を設置すること等について」（平16. 7. 1 付34-91。以下「理事長通達Ⅱ」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっては、下記事項に留意した上、遺漏のないよう措置されたい。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

1 委員会について

(1) 特定調達契約に係る苦情の処理手続について(ハ)

特定調達契約に係る苦情の処理手続は、「政府調達苦情検討委員会」（平成7年12月1日閣議決定）で行うこととされているため、委員会の行う再苦情の処理対象とならないものである。

(2) 委員の委嘱期間について

委員会の審議の硬直化を防ぐ観点から、委員の委嘱期間は長期間にわたらないものとし、おおむね5年とすることが望ましい。

(3) 委員会の開催時期等について

定例会議の開催は、原則として3か月に一度とされているが、本社又は本部若しくは支社（以下「本部等」という。）の繁忙期に当たる場合には、その定例時期を外し、前後の月に開催することは差し支えないものである。この場合において、委員会に対する報告の対象となる期間も併せて変更するものとする。(ニ)(ホ)

2 定例会議について

(1) 定例会議提出資料について

定例会議の提出資料とされている一覧表は、次のとおりとする。(ハ)

① 発注工事一覧表（別記標準様式1）

工事の一覧表は、次の方式ごとに区分することとし、工事名、工事種別、契約業者名、予定価格、契約金額、落札率、入札者数及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人の該当の有無を記載したものとする。また、この一覧表には、方式区分ごとの件数を記載した総括表（別記標準様式2）を添付する。(ニ)

イ 一般競争入札方式

ロ 詳細条件審査型一般競争入札方式(ロ)

ハ 指名競争入札方式のうち建築工事及び土木工事に係るもの(ロ)

ニ 指名競争入札方式のうち建築工事及び土木工事以外に係るもの(ロ)

ホ 随意契約方式

② 発注業務等一覧表（別記標準様式3）(ハ)

業務等の一覧表は、次の方式ごとに区分することとし、業務等名、契約業者名、予定価格、契約金額、落札率、入札者数及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人の該当の有無を記載したものとする。また、この一覧表には、方式区分ごとの件数を記載した総括表（別記標準様式4）を添付する。(ニ)

イ 競争入札方式

ロ 企画競争方式

ハ 参加者の有無を確認する公募手続による契約方式（応募要件を満たすと認められる者がいた場合に、イ又はロに移行したものを除く。）

ニ 随意契約方式（ロ及びハを除く。）

③ 指名停止措置等の運用状況一覧表（別記標準様式5）(ハ)

指名停止等の運用状況の一覧表においては、定例会議の開催の前々月以前3か月の間に新たに指名停止を受けた者があった場合、その者の氏名又は名称、指名停止期間及び指名停止理由等を記載したものとする。

(2) 抽出について

委員による抽出については、あらかじめ、発注工事一覧表及び発注業務等一覧表の中から入札及び契約方式別に必要な件数を委員会で定めた上、委員会の開催前に行うことが必要とされているので、委員会において次回の審議を行うための抽出を行う担当委員（以下「当番委員」という。）を定め、当該方法により抽出を行うものとする。(ハ)

(3) 抽出事案の説明について

抽出事案に係る説明は、入札及び契約方式ごとに次の事項を記載した資料を提出して行うものとする。

① 工事(ハ)

イ 一般競争入札方式の場合

a 工事名

b 工事概要

- c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- d 参加業者数
- e 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明
- f 入札経緯及び結果の説明
- ロ 詳細条件審査型一般競争入札方式の場合(ロ)
 - a 工事名
 - b 工事概要
 - c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明(ロ)
 - d 参加業者数
 - e 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明(ロ)
 - f 入札経緯及び結果の説明
- ハ 指名競争入札方式の場合(ハ)
 - a 工事名
 - b 工事概要
 - c 工事のランク
 - d 指名業者数
 - e 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
 - f 入札経緯及び結果の説明
- ニ 随意契約方式の場合
 - a 工事名
 - b 工事概要
 - c 随意契約にした理由
 - d 契約業者名
 - e 契約価格
- ② 業務等(ハ)
 - イ 競争入札方式のうち一般競争入札方式の場合
 - a 業務等名
 - b 業務等概要
 - c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
 - d 参加業者数
 - e 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明
 - f 入札経緯及び結果の説明
 - ロ 競争入札方式のうち公募型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式、簡易公募型競争入札方式に準じた手続方式の場合
 - a 業務等名
 - b 業務等概要
 - c 参加業者数
 - d 指名業者数
 - e 参加表明書を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方

の説明

f 入札経緯及び結果の説明

ハ 競争入札方式のうち指名競争入札方式の場合

a 業務等名

b 業務等概要

c 指名業者数

d 指名業者を指名した考え方の説明

e 入札経緯及び結果の説明

ニ 企画競争方式のうち競争参加者を公募した場合

a 業務等名

b 業務等概要

c 契約業者名

d 競争参加資格要件及びその資格要件をどのように設定したかの説明

e 参加表明書提出者数

f 参加表明書を提出した業者の中から提案書の提出者を選定した考え方の説明

g 提案書を提出した業者の中から最適なものを特定した考え方の説明

ホ 企画競争方式のうち競争参加者を公募していない場合

a 業務等名

b 業務等概要

c 契約業者名

d 提案書の提出者の選定数

e 提案書の提出者を選定した考え方の説明

f 提案書を提出した業者の中から最適なものを特定した考え方の説明

ヘ 参加者の有無を確認する公募手続による契約方式

a 業務等名

b 業務等概要

c 業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等の内容及び当該手続によることとした理由

d 契約業者名

e 応募要件及びその要件をどのように設定したかの説明

f 参加意志確認書提出者数

ト 随意契約方式の場合

a 業務等名

b 業務等概要

c 随意契約にした理由

d 契約業者名

e 契約価格

3 再苦情処理会議について

- (1) 再苦情処理会議の開催に当たっては、定例会議の日程も参酌した上で、期間内に必要な審議が行われるものである。
- (2) 再苦情処理会議においては、申立者及び経営企画・総務等担当理事又は本部長等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。(イ)(ニ)(ホ)
- (3) 経営企画・総務等担当理事又は本部長等は、申立者に対する回答に際して、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示すに当たっては、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が充分理解できるよう措置する。(イ)(ニ)(ホ)

4 事務の処理について

委員会における説明者は、別表のとおりとする。ただし、これにより難しいときは、経営企画・総務等担当理事又は本部長等は、別表記載以外の職員に説明等をさせることができるものとする。(イ)(ニ)(ホ)

5 報告について

次に掲げる事項について、本社財務部長に速やかに報告するものとする。

(ト)

- (1) 理事長通達 I に定める委員会に関する訓令の制定又は改正があった場合には、当該訓令
- (2) 各年度に選任した委員の氏名。なお、年度の途中で委員の交代があった場合は、その都度報告すること。
- (3) 理事長通達 I 第 3 に定める再苦情申立書、却下通知書及び再苦情回答書
- (4) 理事長通達 I 第 4 に定める委員会の会議に係る議事概要

6 その他

- (1) 委員会においては、別途、公正入札調査委員会から、談合情報（事情聴取等を行ったものに限る。）及びその対応についての報告が行われることとされているが、事務局は、これらの報告、委員の意見等を勘案した上で、必要に応じ、話題となった事案について、説明を行うことが望ましい。
- (2) 委員会の議決方法その他の議事運営に関する事項は、委員会の定めるところによるものとするが、別紙のとおり、委員会議事運営要領を定めたので、参考にされたい。

以 上

別表(ハ)(ニ)(ハ)

「入札監視委員会における説明者」

会議名	区分	説明者
定例会議	工事及び業務等の一覧表、指名停止の運用等の説明	本社及び本部等の経理担当課長及び契約担当課長
		本社及び本部等の発注担当課長
再苦情処理会	再苦情の受付、申立内容等の説明	本社及び本部等の総務担当課長
	再苦情申立に対する機構の対応等の説明	本社及び本部等の経理担当課長及び契約担当課長
		本社及び本部等の発注担当課長

(注) 入札監視委員会に関する本部長訓令第2条第3号の会議については、定例会議に準じて適宜説明者を定めるものとする。

別紙

入札監視委員会議事運営要領

〔合同入札監視委員会の場合は、表題を「合同入
札監視委員会議事運営要領」とする。〕

(会議及び議決)

第1条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は委員の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(持ち回り会議)

第2条 緊急やむを得ない事情があり、前条の会議が開催できない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(抽出方法)

第3条 抽出は、入札監視委員会に関する本部長訓令（以下「訓令」という。）第12条に基づく別記様式に定める発注工事一覧表及び発注業務等一覧表の中から、入札及び契約方式別に○件とする。(ハ)(ニ)

〔合同の委員会の場合は、第3条を次のとおりとする。〕

第3条 抽出は、合同の入札監視委員会設置運営要領（以下「合同委員会設置要領」という。）第13条に基づく別記様式に定める発注工事一覧表及び発注業務等一覧表の中から、入札及び契約方式別に○件とする。(ハ)

(再苦情の申立ての却下)

第4条 訓令第8条第1項で定める再苦情の申立てを却下すべき場合のうち、次の各号に掲げる再苦情の申立てが行われた場合においては、本部長等がそれを却下することができるものとする。(ニ)

一 申立期間を徒過したもの

二 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの

三 苦情の申立てを行っていない者及び苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

なお、本部長等は却下の決定を行った場合は、次回の会議において委員会に報告するものとする。(ニ)

〔合同の委員会の場合は、第4条を次のとおりとする。〕

第4条 合同委員会運営要領第8条第1項で定める再苦情の申立てを却下すべき場合のうち、次の各号に掲げる再苦情の申立てが行われた場合においては、本部長等がそれを却下することができるものとする。(ニ)

一 申立期間を徒過したもの

二 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの

三 苦情の申立てを行っていない者及び苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

なお、本部長等は却下の決定を行った場合は、次回の会議において委員会

に報告するものとする。(ニ)

(その他)

第5条 訓令第2条第3号に関する審議については、審議対象工事に関し、公正取引委員会等の調査権限を有する当局が調査を行っている場合には、その調査結果を待って行うものとする。

[合同の委員会の場合は、第5条を次のとおりとする。]

第5条 合同委員会設置運営要領第3条第3号に関する審議については、審議対象工事に関し、公正取引委員会等の調査権限を有する当局が調査を行っている場合には、その調査結果を待って行うものとする。

別記標準様式 1 (ハ) (ニ) (ト)

発注工事一覧表

(○○○○方式)

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

工 事 名	工 事 種 別	契約業者名	予 定 価 格 (単位：千円)	契 約 金 額 (単位：千円)	落 札 率 (%)	入 札 者 数	一定の関係を 有する法人の 該当の有無	備 考

(注) 1 予定価格250万円以下のものは含まない。

2 機構の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

3 一定の関係を有する法人とは、総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引額が3分の1以上の法人で、機構の役員経験者が再就職している又は機構の課長相当職以上の職を経験者した者が役員等として再就職している法人をいう。(ニ)

総括表 (工事)

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

入札・契約方式	件数	備考
総契約件数 (内訳) ① 一般競争入札方式 ② 詳細条件審査型一般競争入札方式 ③ 指名競争入札方式のうち 建築工事及び土木工事 ④ 指名競争入札方式のうち 建築工事及び土木工事以外の工事 ⑤ 随意契約方式	件 件 件 件 件	

- (注) 1 予定価格250万円以下のものは含まない。
 2 機構の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

別記標準様式 3 (ハ) (ニ) (ト)

発注業務等一覧表

(〇〇〇〇方式)

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

業 務 等 名	契約業者名	予 定 価 格 (単位：千円)	契 約 金 額 (単位：千円)	落 札 率 (%)	入札者数	一定の関係を有する 法人の該当の有無	備 考

- (注) 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号に該当するものは含まない。
- 2 機構の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- 3 一定の関係を有する法人とは、総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引額が3分の1以上の法人で、機構の役員経験者が再就職している又は機構の課長相当職以上の職を経験者した者が役員等として再就職している法人をいう。(ニ)

総括表 (業務等)

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

入札・契約方式	件数	備考
総契約件数 (内訳) ① 競争入札方式 ② 企画競争方式 ③ 参加者の有無を確認する公募手続による契約方式 ④ 随意契約方式	件 件 件 件	

- (注) 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号に該当するものは含まない。
 2 機構の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

別記標準様式 5 (ハ) (ト)

指名停止措置等の運用状況一覧表

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

業 者 名	本社所在地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
		年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)		

(注) 該当事項の欄には、「指名停止の措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。